（逓信局認可）　（本號六頁）　第千百九十八號　（毎日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

時事新報定價
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一錢八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲ケル各地ニ於テハ販賣所ヨリ郵送無料ニテ配達
販賣所（発本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
東京　東京橋　櫻井書店
東京　大塚駅　戸尾文盛堂
和歌山　鈴木高知
下ノ關　名古屋　阪本岡崎堂
四日市　藤　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　青梅　杉戸　幸手　久喜　鶴宿　千葉　登戸
寄川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他開通郵便配達區域ノ個所ハ廣告料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上	卅一日以上
自一行至五十行	六日迄	十五日迄	十五日迄	卅日迄	
七錢	八錢	七錢	七錢二厘	六錢四厘	六錢
八錢	七錢	六錢	六錢三厘	五錢八厘	五錢
九錢	六錢五厘	五錢五厘	五錢八厘	五錢五厘	五錢
十錢	五錢五厘	五錢	五錢五厘	五錢二厘	五錢
十行以上	五錢	四錢五厘	四錢	三錢五厘	三錢

明治十九年二月十三日　土曜日
書丙戌正月十日　（甲、辰）

月出午前六時五十一分
月入午後五時三十八分
月出午後零時零五分
月入午前十時二十二分
潮午前十時十五分
潮午後十時五十五分
（西暦一千八百八十六年）

時事・報報

教育の成功は旦夕に在らず

教育は數年の事業なり功を旦夕に収ひる能はざるものなれば其善態と評せんとするには數年の後と俟て其成功と見ると肝要あり然るに近來我國にて文部學政の局に當るものは度々其人を交迭まず制度亦以來十數年の其間文部卿の交迭幾回なるを知らず交迭あれば多少教育上の態と變と或は干渉者一の法と採り或は自由放任の風を尊き或い古風古學を奨勵する等後者の新案を實施するが爲め責任者の計畫は蓄餅ま歸し本來何程の教育が最も我國ゑ適合するや殆んと之と知る能はざりしが如きは我輩は毎度遺憾とする所あり客歳十二月我政府ゑ大改革ゆり森有禮君入て文部大臣となれり君が文部大臣として教育上の方向ハ如何、我輩未だ其詳細を知る能はずと雖ども君は歐米文明の國に出使ま日進歩勝の何物なるを洞知せると久しきが故に先つ一般に英語英學と奏勵ま教育法は魁めて文明實用の風を倡び國民の强壯と養ふが爲め體育運動の法と廣ひるの覺悟ゆりと云ひ又各府縣の中小學校は都鄙其事情と異に之山村水郭其能力を同うせざるを其中小學校の教科書の如きは各府縣の適宜に任じて文部省は其瑣細の部分に干渉せず唯教育大体の精神と管理し教育は大切なり全國の子弟は必ず恵導せざる可らずとて奨勵すべけれども左れば とて其教科書の如きは各地方の事情もあり教育主任者の目込もあるとなれば坐上の空理と以て實際の教授を撓肘せず全國幾多の學齢兒として教育の道に進ましひれば足れりとの趣向にて其有様と雖へ七云へば教科八宗兼學の大僧正が人に歸佛と勧むるま其經文の教れあも偏せず南無阿彌陀佛、妙法蓮華經へ何れにても差支なき眞宗、法華、天台、淨土其小振別を問ふ唯天下の善男女として如來の明光を仰て無窮の樂を享せしめば夫れまて大團成就ありと觀ずるが如しと云へり、斯くて學校教科書等の細事は唯其大綱と示すのみにて敢は曾る各府縣の適宜ま任するとは各府縣の學事員は恰かも其教育法は一部分と責任するの體と得たるものゝ如く其學事員たるの職務より考へて自分か責任と重くまたるの姿なれば其重きゆ感じて教育上の熱心も加はり學事教育の節に向て勞費を吝まざるの風を生ま可し教育家勞と惜まず就學者費を厭ざれば教育の道愛に立つが故ゆ今回の教育法實施の上は復た從來れ覆轍と蹈まず細工は流々仕上げの如何に注目して今後數年は後森大臣教育の意見果ま て我國ま適合するや否と判斷すると緊要あり蓋し舊腦我政府の大改革後は文部省率先して進歩改良の務に當り學政の變化、冗官は沙汰等省は内外一時の波瀾と生ぜたれば現に學務に從事するものにても改革匆々從來の慣例に照らして新法の不便と感ずるもれもあらん或ま乖ねて教育上は意見を抱き之と實地に施さゝるを嘆するものもあらん或は森大臣の壯年勇進身と挺しチョーチル卿なりなど評せるものも亦らんかあれども改革の際一時は小不便あるは免る可らざるは數あり若しも此小不便を忍ばずして更ゆ又改變せる所あらんとするゆ教育上幾層の波瀾と生じて遂ま其成功と見る能はざるに至らん教育は兒戯ま非ず屢々其趣を變ず可らず我輩は從來我國の教育法が文部大臣は交迭に隨て變ぜ毎度其成績と見ると得ざるを懐とする折柄、今度森有禮君と現職に見ることを得たれば教育を重んずる一片の丹心より君の在職たるを喜うして其教育上の意見と質地に貫うしめんとと所望せるあり

官報

○布告第五號
明治十七年（二月）第八號布告海軍治罪法第七條中東京軍法會議ハ當分ノ内之ヲ閉鎖ス該會議ノ權限ニ屬スル事件ハ鎮守府軍法會議ノ審判ニ付ス
明治十九年二月十日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵西鄕從道

奉勅

○叙任　明治十九年二月十日
任司法大書記官　從五位　河淨祐之
任農商務大臣秘書官　農商務權大書記官正六位勳六等　柳谷謙太郎
任司法少書記官　司法權少書記官正七位　加太邦憲
任檢事　熊野敏三
任農商務大臣秘書官　柴四朗
任司法權少書記官　山下雄太郎
○叙位
任外務書記生（二月九日外務省）　外務書記生　宮崎駿兒
任外務書記生（二月九日外務省）　外務書記生　宮崎駿兒
在清國北京公使館在勤ヲ命ス（同）
但年俸金貨千三百圓支給ス
○新任領事　米國人イ、ヒルデ、ユッチ、ヴァモール氏今般横濱在留米國公使より外務省へ通知ありたるに依り昨本郷在留米國公使より外務省へ通知ありたるに依り昨十日同省に於て其職任を認可したり
○德島縣虎列刺豫防　德島縣勝浦郡虎列刺景況は蔓延の徴あるゆ因り明治十三年第三十四號布告に基き該郡一圓人民の行通と遮斷し檢疫本部を勝浦郡本庄村に同出張所と同郡小松島浦村に設け同縣警部長を本部長に充て縣官郡吏警察官醫師等六十四名と檢疫委員とし嚴重の豫防と實施す（德島縣報告）
（以上官報本年二月十二日官報）

雜報

○朝鮮時事（昨十二日の續き）　さても趙福が今度の歸國と其事情全く以前と同しからぬ青天白日公然ゑまて朝鮮の京城ゑ入り先づ吾兄の家に至り弟は國家の一大事を探り得たり直ちにこれと國王若くは王妃に言上せんと欲も阿兄願くは其道を求めよ事急なり片時も猶豫すべからずとく其顏色百語常あらざれば兄は大に驚き汝が今の身分にて國家の一大事とは何の言ぞや國家ならで汝の身こそ危けれ唯汝の身の危きのみあらず汝が吾家に來りて吾と言を交へたりとありてい嗅赤吾身吾家に及ぶべし片時も猶豫そべからぬ早く何れへか立去れとして無二無三ゑ逐出しければ趙も止むを得ず其家と去り更に方向を轉ゑて李某の家ゑ投じたり抑も趙福が李某の家ゑ便りゑる由緣と尋るに元來趙福は妾腹の子ゑして其生母は曾て李氏に仕へゑる婦人ゑるが故ゑ母のためゑ李は氏は當主人の家ゑ去て趙福も幼年の時より母と共に其門に出入し恰も家人同樣の關係あるゑ以て其當因緣を利用ゑたるものゑり趙福い既ゑ李氏に謁して國家に一大事云々と陳ずること義ゑ家兄ゑ語りたるものに異ならざれば李氏亦大ゑ驚ゑざるを得ず左りとて其身は外樣の貴族ゑして直ちゑ宮内ゑ密奏して趙福の内謁と乞ふの道なく乃ち其親友閔某大臣に密々事の次第を語り如成の門より内奏を求めれば閔大臣いこゑを諾し兎に角に趙福に面會して國家の一大事と云れば一先づ其次第と拙者にて承ゑり事宜に由りて御前に奏聞ゑも及ぶべしと最と鄭重なる挨拶を趙福は耳ゑも入れぬ如何ゑる貴顯大臣たりとも此一大事い語るべからず語るべ兄は獨り國王王妃にして小臣は唯國に報ぜるに一片の丹心ゑるのゑ若し聽くを無益なりと思ひ給へゃ夫れまでの事なり殘念ながゑ去て國家の滅亡を傍觀するれ外ゑし左ば御暇申さんと意を決ゑたる思入ゑに閔大臣も思案にあぐみ夫ゑゆどの飲心なれば今は躊躇すべきにあらず直樣聖聞に達せんとて急ぎ參内して事の由と言上ゑける國王は左まで心を動かさゃりまかゑも王妃い殊の外不安の樣子にて内々趙福と召出せとの上意に從ひ遂に王妃へ内謁奥の事ゑ決したり
趙福は大闕に參内して王妃ゑ拜謁し玉座近く召されて何か國家のゑ外に申す事もあゑば伏臥なく陳べよとの御意に任せて平伏三拜ゑ左ゑば候小臣事は多年日本に居り去年京城の乱の後逆賊玉均同國ゑ遁れてより以來竊かに其擧動と察するに決しく覇幣一樣のもれゑ ゑらず日本人は彼れが天人共に憤るの逆賊たるとゑりながらも其國士ゑ寄寓すると見て敢てこれと接斥ゑ逐せざるのみならず其だしきい去年變乱の際に玉均等一敗途ゑ塗れゑると遺憾に思ひ或は彼れが爲めに資金と揃ふ者ゑり或は武器と貸す者ゑり或は身を致して事に當らんとする者ゑるに至れり玉均の身と眞船等閑の孤客たりといへども其實力は靡然たる王公ゑも當ならず小臣は故ゑさらに彼れの腹心たる外面と裝ひ朝事に其陰謀と觀察して今回探り得て難ゑるものは賊魁玉均、抹孝（朴）、光範（徐）、載知（徐）以下幾名の賊徒は十二艘の軍艦に武器と積ゑ貳士と乘せて將ゑに朝鮮國に攻入らんとするの一事なり此陰謀日本國中ゑ知る者少ゑし仮令或はこれと知るゑも知らざるが如くして奴隸の運動と逆うせゑひ是即ち現今日本國人の氣觀なり小臣既に百名餘印寺に入り内外遠近の事情を探て商事に托ゑて玉均ゑ御前に於てゑ此上は唯大ゑ測空中の樓閣と說本の腹稿と槍ゑ亦ゑ向巧に辨舌爽ゑ由ゑらん暫して宣ゑやう玉均なるぞゑ今日既ゑ亡ぶるゑ汝がこそ神妙なれとゑりたり

○朝鮮日誌　第一月十四日　前年に比して氣候三日にして融解すると憂へり併して積雪も甚ざす喜び居る事ゑ犬虎に吠へて萬と妨害するに至たりと又曰く玉書記官の來歸ゑつ此地に玉均黨五人ゑ入り込め玉均が獨り王觀ゑるもの時々に之ゑ日本兩國の和親官の渡來と知て驚有しかゑ蓋し二隻の帆前船にしがゑ水山藝奏難の談と聞くゑ二十日を經過せり○近來此の大將以下各官鉄と携へ其の不平黨、憂宿ゑは富農豪商と雖ども押込強盜を爲ゑ一話ゑりにして僧徒甚ゑ多ゑ來り寺内の財物に一日裏脯を繕ゑゑは金玉均、徐援ゑきにわらず求し或は動し或は、ゑたり然るに其百名餘印寺に入